

あやしいな?と思ったらすぐに連絡を!!

盗掘や盗採が疑われる痕跡や不審な車両等を発見したら...

違反行為が疑われる捕獲・採取の跡, インターネットオークションへの出品, 不審な車両等を発見したら, 最寄りの行政機関まで情報提供をお願いします。

●チェックのポイント

✓チェックボックス



採取の痕跡



トラップ

- スコップ等で穴を掘った痕跡や埋戻しを行った痕跡がある。
- 木の幹にヘラなどで削った痕跡がある。
- 立木等にトラップ(ストッキングやみかん網など)が設置されている。
- 観光客が行きそうにない不自然な場所にレンタカーが駐車している。
- インターネットオークションサイト等へ 希少な生き物が出展されている。

●連絡先一覧

地域	機関名	住所	電話
奄美大島	環境省奄美野生生物保護センター	大島郡大和村思勝字腰/畑551番地	0997-55-8620
	林野庁鹿児島森林管理署名瀬森林事務所	奄美市名瀬真名津町1-17	0997-52-4531
	奄美警察署生活安全刑事課	奄美市名瀬長浜町5-2	0997-53-0110
	瀬戸内警察署生活安全刑事課	大島郡瀬戸内町古仁屋1283-155	0997-72-0110
	奄美市役所プロジェクト推進課	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
	奄美市役所住用総合支所市民福祉課	奄美市住用町西仲間111	0997-69-2111
	奄美市役所笠利総合支所市民課	奄美市笠利町中金久141	0997-63-1111
	大和村役場企画観光課	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111
	宇検村役場産業振興課	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2215
	瀬戸内町役場町民生活課	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
徳之島	龍郷町役場生活環境課	大島郡龍郷町浦110番地	0997-62-3111
	環境省徳之島自然保護官事務所	大島郡天城町平土野2691-1天城町役場4F	0997-85-2919
	林野庁鹿児島森林管理署徳之島森林事務所	大島郡徳之島町亀津7111-2	0997-82-0027
	徳之島警察署生活安全刑事課	大島郡徳之島町亀津4946-1	0997-83-0110
	徳之島町役場企画課	大島郡徳之島町亀津7203番地	0997-82-1111
	天城町役場企画課	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
奄美大島・徳之島 共通	伊仙町役場きゅらまち観光課	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
	鹿児島県環境林務部自然保護課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2616
	鹿児島県大島支庁衛生・環境室(名瀬保健所内)	奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411

すぐにできる取組

- お車での通勤や仕事の際に, このリーフレットを車内の見えるところに置いてください。
- 店舗や事業所内の窓に見えるように貼ってください。

地域みんなが目を光らせていることを伝えていくことが大切です!!



[リーフレットに関するお問い合わせ]

鹿児島県環境林務部自然保護課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話:(099)286-2616 FAX:(099)286-5546
Email:yasei@pref.kagoshima.lg.jp



QRコード
鹿児島県
指定希少野生動植物
ホームページ

希少な生き物を守る パトロール実施中!!

(団体名)

私たちは, 奄美の希少な野生動植物の保護に協力しています。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会

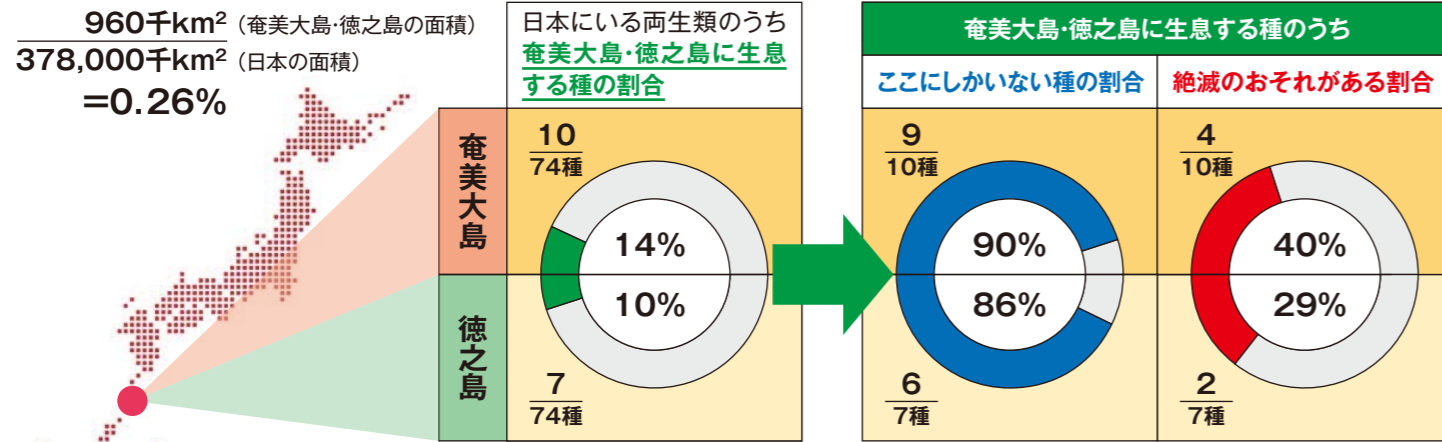
鹿児島県・環境省・林野庁・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町・奄美警察署・瀬戸内警察署・徳之島警察署

奄美大島・徳之島には、ここにしかない希少な生き物たちが暮らしています!

希少な生き物を守るための取組

珍しい生き物の宝庫

たとえば、カエルの仲間(両生類)だと、日本のわずか0.26%の面積にもかかわらず、日本に生息する種の約1割(奄美大島14%, 徳之島10%)が暮らしています。



環境の悪化や心ない人たちの
盗掘・盗採などによって、
絶滅の危機に瀕している
生き物たちがいます!

県指定天然記念物
アマミシカワガエル
(絶滅危惧I)
【種の保存法指定種】



奄美大島・徳之島の希少種の例

※注:()は、鹿児島県レッドデータブックのカテゴリ



【写真提供:特定非営利活動法人 徳之島虹の会】

過去に盗掘被害が発生した現場

希少な生き物を守るため、地域の方々や関係機関等が協力しながら、パトロールなどに取り組んでいます。

法律や条例による規制

環境省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」, 鹿児島県及び奄美大島5市町村, 徳之島3町は「希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき, 希少な生き物を指定しています。指定された種については, 原則として, つかまえたり, 掘り採ったり, 傷付けたり, 譲り渡したりすることが禁止されており, 違反者は, 処罰されることがあります。



- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反
5年以下の懲役又は1億円以下の罰金
- ② 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例違反
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ③ 奄美大島5市町村及び徳之島3町希少野生動植物の保護に関する条例違反
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

地域連携によるパトロールや普及啓発のためのキャンペーン実施

奄美大島と徳之島では, 地域住民の方々やNPO法人, 警察や行政等が連携し, 「盗掘・盗採防止パトロール」や, 保護についての普及啓発を図る「盗採防止キャンペーン」などを実施しています。

